

**加工・業務用向け農産物販路拡大事業業務
公募型プロポーザル実施要領（案）**
（緊急雇用創出基金事業）

1. 趣旨

近年、食品流通に占める加工・業務用向けの需要が過半数を超えており、加工・業務用向けニーズへの対応や販路開拓が産地として必要となっています。そのため、生産拡大を図るためには、主な実需者である食料品製造業者や飲食業者等の食品関連企業の動向やニーズを把握し、マーケットイン型の生産体制を確立することと、食品関連企業と県内の生産組織（生産者、農業法人、集落営農組織、農協等）との商談やマッチングを継続的に支援する仕組みを整備していくことが求められています。

現在本県では、需要拡大が見込まれる加工・業務用向けニーズに産地が応えるために必要な調査や商談会を開催するなど、実需者のニーズに対応できる産地作りを進めているところです。

本業務は実需者と継続的取引を行うための仕組みを整備し、生産者の売上増と処遇改善を図る事業について、プロポーザル（企画提案）方式により選定された企業等に委託します。

本要領は、委託する業務及び受託者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものです。

2. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

加工・業務用向け農産物販路拡大事業

(2) 業務内容

別添の加工・業務用向け農産物販路拡大事業業務委託仕様書(案)(以下「仕様書(案)」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約日から平成 28 年 1 月 31 日まで

(4) 委託概算額

13,316,000 円（上限額・取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む(注)）

平成 26 年度 907,000 円（上限額・税込）

平成 27 年度 12,409,000 円（上限額・税込）

〔(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託料に 108 分の 8 を乗じて得た額。〕

(5) 契約書

別添の委託契約書（案）のとおり

3. 公募型プロポーザル参加の条件

次に掲げる要件をいずれも満たす者とします。

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他法人又は法人以外の団体等であって、緊急雇用創出事業等実施要領の第5の1の(1)の⑥による地域人づくり事業を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間の者でないこと。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 県税に滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できること。

4. 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定

上記2の業務受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

企画提案を希望する方は、公募型プロポーザルに参加申込みを行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査の上、最も優れていると認められる者を受託候補者とします。

なお、企画提案に要する一切の経費は参加者の負担となります。

5. 公募型プロポーザルに関する参加申込の手続き

(1) 公募型プロポーザルに係る書類の交付

企画提案にあたっては、所定の様式による書類の提出が必要です。書類は、以下のいずれかにより入手してください。

- ① 長野県ホームページ「農政部 農産物マーケティング室」からダウンロード
- ② 長野県 農政部 農産物マーケティング室(長野県庁5階)における配布
- ③ 郵送

郵送希望の場合は、A4判の書類が入る大きさの封筒に書類送付先を明記し、返信用切手(205円)を貼付の上、長野県 農政部 農産物マーケティング室宛てに申込。(申込先は12を参照)

(2) 公募型プロポーザルへの参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書」(要領様式第1号)を、郵送、FAX又は持参により提出してください。(FAXの場合は、必ず電話等で着信の確認をお願いします。また、説明会の際に原本を提出してください。)

なお、参加申込を表明した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるま

では、いつでも参加を辞退することができるものとします。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。

- ① 提出期限：平 27 年 2 月 19 日（木） 午後 5 時（必着）
- ② 提出場所：長野県 農政部 農産物マーケティング室（連絡先等は 12 を参照）

6. 委託業務説明会の開催

プロポーザル参加申込者に対して、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものと扱います。

- (1) 日時：平成 27 年 2 月 20 日（金） 午後 3 時から
- (2) 場所：長野県庁 8 階 審問あっせん室

7. 応募に関する質問

企画提案書の作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

- (1) 受付期限：平成 27 年 2 月 27 日（金） 午後 5 時まで
- (2) 質問様式：様式は任意様式としますが、以下の項目を明記してください。
 - ・件名は、「加工・業務用向け農産物販路拡大事業に関する質問」としてください。
 - ・質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者氏名、連絡先（電話・FAX・電子メールアドレス）を記載してください。
 - ・質問の表題を本文の冒頭に記載してください。
 - ・企画提案書の審査に係る質問には回答できません。
- (3) 質問方法：電子メールにより、長野県 農政部 農産物マーケティング室まで送付してください。（送付先は 12 を参照）
- (4) 回答方法：質問者及び説明会参加者全員に対し、原則として電子メールにより随時回答します。

8. 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加者は、提案概要書（要領様式第 2 号）に企画提案書（様式任意）及び必要書類（以下「企画提案書等」という。）を添えて、次により提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書には、別添の「仕様書（案）」を踏まえ、次の点について提案してください。なお、企画提案書は原則としてすべて A 4 サイズにまとめ、各ページにはページ番号及び提案者名を記載してください。

- ・加工・業務用向け農産物販路拡大事業全体の実施方針（基本的な考え方、概念）及びスケジュール
- ・加工・業務用向け農産物販路拡大事業の実施内容及び具体的な実施方法
- ・事業実施体制（業務に携わる遂行体制等）

・その他自由提案

- ② 委託事業に係る経費の概算見積書（要領様式第3号）
- ③ 過去の同種又は類似事業の実績報告書（要領様式第4号）
- ④ 法人・団体の概要（パンフレット又はその写しも可）
- ⑤ 都道府県税の滞納がないことを確認できる書類

(2) 企画提案書等の提出方法、期限及び部数

- ① 提出方法：直接持参、又は郵送により、長野県 農政部 農産物マーケティング室に提出して下さい。（連絡先等は12を参照）
- ② 提出期限：平成27年3月6日（金） 午後5時（必着）
- ③ 提出部数：6部（原本1部、コピー5部）

(3) 提出された企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
- ② 提出された企画提案書等は返却しません。
- ③ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しませんが、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがあります。
- ④ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効となります。

9. 企画提案の審査

(1) 加工・業務用向け農産物販路拡大事業業務受託者選定委員会

本業務の受託候補者の選定は、加工・業務用向け農産物販路拡大事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、以下の観点に基づき評価し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

- ① 提案内容の妥当性
- ② 実施体制
- ③ 成果の訴求力
- ④ 業務履行の確実性
- ⑤ 全体運営力

(2) プレゼンテーションについて

- ① 日 時：平成27年3月10日（火） 午後1時30分～
- ② 場 所：長野県庁 西庁舎3階 302号
- ③ 所要時間：プレゼンテーション 15分
選定委員による質疑 10分
- ④ 注意事項：パワーポイントを用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出してください。なお、パソコン、プロジェクター等については、原則参加者で用意してください

い。

(3) 契約候補者の選定・結果通知

選定委員会により受託候補者を選定後、速やかに参加者にお知らせします。

10. 受託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続き

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について農産物マーケティング室と打ち合わせを行います。打ち合わせが整った場合は、長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条に該当する場合は契約保証金を免除します。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、平成26年度末及び平成27年度における業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。なお、業務の進捗状況により、概算払いを行います。

(4) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできません。

ただし、部分的な業務についてあらかじめ長野県と協議したもののについては、第三者に委託することができます。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

- ① 本事業は長野県からの委託事業のため、事業の成果は長野県に属します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

11. 事業報告等について

(1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき業務の成果に関する報告書、収支決算書等を提

出させていただきます。

(2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類や労働関係帳簿を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分してください。必要に応じて、事業実施中に検査を行います。

(3) その他

本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となります。

12. 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要） 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 農政部 農業政策課 農産物マーケティング室

電 話 026-235-7216（直通）

F A X 026-235-7393

E-mail marketing@pref.nagano.lg.jp

担当者 中島 賢生（室長） 荻原 貴史（担当）